第

849

뮥



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1997年) 平成9年 6月17日 火曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町 3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

命寄付金の取扱い

Q:寄付金にも費用になるものとならない ものがあると聞きましたが、寄付金の税務上 の取扱いを教えてください。

A:会社が支出した寄付金については、特定の寄付金を除き、損金算入限度額を設けていますので、支出金額がすべて損金になるわけではありません。

【解説】

法人税法上、寄付金とは、支出の名義の何たるかを問わず、法人が行った金銭その他の 資産の贈与又は経済的な無償の供与をいいますが、そのうち、広告宣伝費や交際費、福利 厚生費などとされるものは除かれます。

寄付金の損金算入限度額は、寄付金の支払 先に応じて、次のように異なります。

(1)一般の寄付金

(資本基準額+所得基準額) × 1/2 資本基準額=資本等 <u>当期の月数</u> X 2.5 の金額 X 12 X 1,000

所得基準額=所得 2.5 金額 X 100

(2)特定公益増進法人に対する寄付金

一般の寄付金の限度額と特定公益増進法 人に対する寄付金のうち少ない金額

(3)国、地方公共団体に対する寄付金 全額損金算入

(4)大蔵大臣の指定した寄付金 全額損金算入

(5)国外関連者に対する寄付金 全額損金不算入







